

# ○須高行政事務組合規約

(昭和39年3月23日県指令39地第141号許可)

改正	昭和40年10月1日	県指令40地第525号変更許可
	昭和41年10月16日	県北信事務所指令北事第179号変更許可
	昭和42年5月1日	県北信事務所指令42北事第126号変更許可
	昭和44年10月7日	県北信事務所指令44北県第408号変更許可
	昭和46年8月12日	県北信事務所指令46北県第277号変更許可
	昭和49年6月3日	県北信事務所指令48北県第592号変更許可
	昭和50年7月25日	県北信事務所指令50北県第200号変更許可
	昭和51年6月4日	県北信事務所指令51北県第86号変更許可
	昭和51年11月6日	県北信事務所指令51北県第224号変更許可
	昭和52年5月16日	県北信事務所指令52北県第63号変更許可
	昭和61年5月21日	長野地方事務所指令61長地総第107号変更許可
	昭和62年9月5日	長野地方事務所指令62長地総第529号変更許可
	平成4年2月18日	長野地方事務所指令3長地総第474号変更許可
	平成8年7月5日	組合規約第1号
	平成19年3月29日	長野地方事務所指令18長地政第401号変更許可
	平成19年8月21日	長野地方事務所指令19長地政第103号変更許可
	平成20年12月15日	長野地方事務所指令20長地政第142号変更許可
	平成21年9月1日	組合規約第1号
	平成24年8月22日	長野地方事務所指令24長地政第87号変更許可
	令和元年8月26日	長野地域振興局指令元長地企第23号変更許可

(組合の名称)

**第1条** この組合は、須高行政事務組合という。(以下「組合」という。)

(組合を組織する地方公共団体)

**第2条** 組合は、須坂市、長野市、小布施町及び高山村(以下「組織市町村」という。)で組織する。

(組合の共同処理する事務)

**第3条** 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理するものとする。

- (1) 汚物(し尿・汚でい)の処理、し尿処理場の設置及び経営に関する事務(長野市にあつては、旧若穂町の区域にかかるものに限る。)

- (2) 火葬場の設置及び経営に関する事務（長野市を除く。）
- (3) 休日緊急診療事業に関する事務（長野市を除く。）
- (4) 総合プールの設置及び経営に関する事務（長野市を除く。）  
（組合事務所の位置）

**第4条** 組合の事務所は、須坂市大字小山字布田2104番地の36に置く。

（組合の議会）

**第5条** 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は12人とし、組織市町村の議会において、その議会の議員のうちから、須坂市6人、長野市2人、小布施町2人、高山村2人を選挙する。

- 2 前項の議員の選挙については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条の規定を準用する。

（議員の任期）

**第6条** 組合議員の任期は、市町村議会議員の職にある期間とする。

- 2 組織市町村の議会から選挙された議員に欠員を生じたときは直ちに補欠選挙を行わなければならない。

（組合の執行機関）

**第7条** 組合に組合長1人、副組合長4人、理事3人及び会計管理者1人を置く。

- 2 組合長は須坂市長、副組合長は組織市町村（須坂市を除く。）の長及び須坂市の副市長、理事は組織市町村（須坂市を除く。）の副市町村長、会計管理者は須坂市の会計管理者をもつて充て、任期はその職にある期間とする。
- 3 組合長は、組合を代表し、その業務を総理する。
- 4 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときは組合長があらかじめ指定する順序によりその職務を代理する。
- 5 理事は、必要な事項を調査審議し、組合長の職務を補佐する。
- 6 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務を行う。

（監査委員）

**第8条** 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て組合の議会の議員及び識見を有する者の中から各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議会の議員の中から選任された者にあつては議会の議員の任期によるものとし、識見を有する者の中から選任された者にあつては4年とする。

る。

(補助職員)

**第9条** 第7条第1項に定める者のほか、組合に職員を置き、組合長が任免する。

(組合の経費の支弁方法)

**第10条** この組合の費用は、組合の財産及びその他の収入をもつてあて、なお不足するときは、次の各号により組織市町村が負担するものとする。

(1) 第3条第1号に掲げる事務

均等割10% 投入実績割90%

(2) 第3条第2号及び第3号に掲げる事務

人口割(長野市を除く。)

(3) 第3条第4号に掲げる事務

均等割15% 人口割85%(長野市を除く。)

2 前項第1号及び第3号の均等割は、関係市町村が均等に負担するものとする。

3 第1項第2号及び第3号の人口割は、関係市町村の毎年1月1日現在の人口により算定する。

4 第1項第1号の投入実績割は、関係市町村の前年1月1日から12月31日までの間における投入量の実績により算定するものとする。

#### 附 則

この規約は、許可の日から施行する。

附 則(昭和40年10月1日県指令40地第525号変更許可)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則(昭和41年10月16日県北信事務所指令北事第179号変更許可)

この規約は、許可の日から施行し、昭和41年10月16日から適用する。

附 則(昭和42年5月1日県北信事務所指令42北事第126号変更許可)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則(昭和44年10月7日県北信事務所指令44北県第408号変更許可)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則(昭和46年8月12日県北信事務所指令46北県第277号変更許可)

この規約は、許可の日から施行する。ただし、改正後の第10条第3項の規定は、昭和47年度分の分担金から適用する。

附 則(昭和49年6月3日県北信事務所指令48北県第592号変更許可)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和50年7月25日県北信事務所指令50北県第200号変更許可）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和51年6月4日県北信事務所指令51北県第86号変更許可）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和51年11月6日県北信事務所指令51北県第224号変更許可）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和52年5月16日県北信事務所指令52北県第63号変更許可）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和61年5月21日長野地方事務所指令61長地総第107号変更許可）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和62年9月5日長野地方事務所指令62長地総第259号変更許可）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成4年2月18日長野地方事務所指令3長地総第474号変更許可）

（施行期日）

1 この規約は、許可の日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、この規約による変更後の須高行政事務組規約第8条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則（平成8年7月5日組規約第1号）

この規約は、平成8年7月1日から施行する。ただし、し尿処理施設整備事業のため借り入れた地方債の元利償還金に係る負担金及び平成8年度須高衛生センター基幹的施設整備事業に係る建設負担金中、組織市町村において地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により基準財政需要額に算入されるものについては、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月29日長野地方事務所指令18長地政第401号変更許可）

（施行期日）

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）

附則第3条の規定により、須坂市の収入役が在職する場合においては、その在職中に限り、須坂市の収入役を会計管理者とみなす。

**附 則**（平成19年8月21日長野地方事務所指令19長地政第103号変更許可）

（施行期日）

1 この規約は、平成19年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際現に在職する須高行政事務組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）は、その任期中は、引き続き組合議員として在職するものとする。

3 前項の場合において、組織市町村ごとの組合議員の数がこの規約による変更後の須高行政事務組規約（以下「新規約」という。）第5条第1項の規定による組織市町村ごとの組合議員の定数（以下「組織市町村定数」という。）を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該数をもって組織市町村定数とし、組織市町村の組合議員に欠員が生じ、又は組織市町村の組合議員がすべてなくなったときは、これに応じて、組織市町村定数に至るまで減少するものとする。

4 前2項の場合において、新規約第5条第1項の規定による組合議員の定数は、同項の規定にかかわらず、現に在職するそれぞれの組織市町村の組合議員の数（当該数が組織市町村定数より少ないときは、組織市町村定数）を合算して得た数とする。

**附 則**（平成20年12月15日長野地方事務所指令20長地政第142号変更許可）

この規約は、許可の日から施行する。

**附 則**（平成21年9月1日組規約第1号）

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年8月22日長野地方事務所指令24長地政第87号変更許可）

この規約は、平成24年12月1日から施行する。

**附 則**（令和元年8月26日長野地域振興局指令元長地企第23号変更許可）

この規約は、令和元年12月1日から施行する。